

第13章 建設業

第1節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、社会資本整備の担い手としてますます重要となっており、雇用の場としても大きな役割を果たしていますが、その構造をみると、中小零細業者が多く、経営状況の改善や労働条件が立ち遅れており、従事者の高齢化と若年層の建設業離れなど、労働者の不足が進行しています。

建設業を、技術と経営に優れた労働者に魅力ある産業として発展させるため、企業の自助努力を促しながら、企業体質の改善、技術の向上、労働環境の改善、元請・下請関係の適正化等に努めています。

◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全 産 業	うち建設業 (構成比)
総生産 (名目)	38,444	5,105 (13.3)
雇用者所得	21,545	2,639 (12.2)
雇用者数 (県内ベース)	502,518	75,199 (15.0)
就業者数	613,840	85,397 (13.9)

注)「平成10年度秋田県県民経済計算年報」(平成12年12月発行)による。

◆建設業の許可業者数

区 分 \ 年	8	9	10	11	12	13
知 事	5,223	5,359	5,416	5,670	5,696	5,680
大 臣	53	56	56	62	64	63
計	5,276	5,415	5,472	5,732	5,760	5,743

注) 各年3月31日現在の業者数である。

◆資本金階層別許可業者数 (平成13年3月31日現在)

個 人	法 人						合 計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上	小 計	
1,861 (32.4%)	67	1,370	768	1,607	70	3,882 (67.6%)	5,743 (100.0%)
	3,298 (57.4%)		2,445 (42.6%)				

2 建設業の構造改善の推進

建設業の構造改善を推進するために、建設産業構造改善推進3カ年計画に基づき、人を大切にすると建設産業を目指して、次の事業を推進しているところだ。

- ア. 生産性の向上
- イ. 建設生産システムにおける合理化の推進
- ウ. 不良不適格者の排除
- エ. 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善



ランドアート (建設業の役割や仕事を広く県民にアピールし、業界のイメージアップを目的としたイベント)

第2節 入札参加資格審査

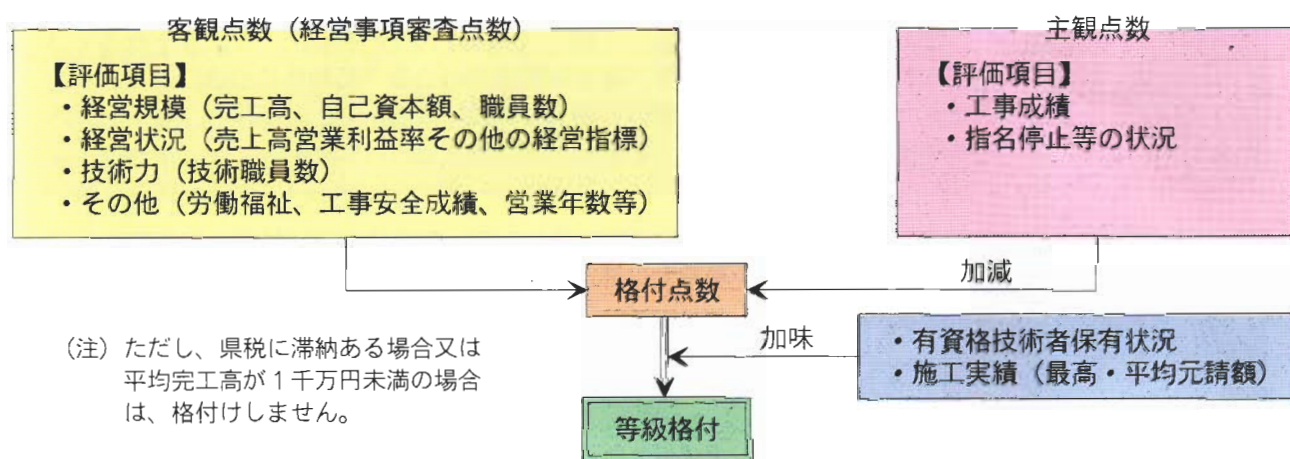
1 入札参加資格審査（等級格付）の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査（等級格付）を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数（客観点数）に、工事成績や指名停止等の状況による点数（主観点数）を加減した点数（格付点数）を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績（最高元請額・平均元請額）等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付（格付のない者についてはその中間年に格付け）となっています。

【等級格付の仕組み（県内業者の場合）】



2 等級・工種別格付業者数（平成13年度）

①県内業者

等級	工種	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他	計
A	級	256	82	85	98	446	967
B	級	355	116	92	118	142	823
C	級	540	232				772
合	計	1,151	430	177	216	588	2,562

②県外業者

A	級	269	151	159	160	889	1,628
合	計	1,420	581	336	376	1,477	4,190

3 年度別格付業者数

区分	年度	8	9	10	11	12	13
県内	業者実数	1,714	1,710	1,800	1,788	1,851	1,827
	業者延数	2,264	2,291	2,409	2,439	2,532	2,562
県外	業者実数	706	707	745	722	745	
	業者延数	1,467	1,594	1,652	1,671	1,716	1,628

注)「業者延数」とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものをいいます。

第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正競争の促進」、「不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

透明性の確保 (情報の公表)

- ①工事の発注見通しの公表（予定価格250万円超の工事について、原則4月、7月、10月及び1月に公表。インターネットでも公表）
- ②入札参加者資格、資格者名簿及び指名基準の公表（随時）
- ③業者選定経緯及び入札結果の公表（250万円超の工事について、契約後に公表）
- ④契約の相手方、内容等の公表（③に同）
- ⑤予定価格の公表（簡易公募型指名競争入札等（原則1億円以上）は入札前に公表、その他（250万円超1億円未満）は契約後に公表）
※予定価格の事前公表については、平成13年7月から4千万円以上の工事について本格実施し、4千万円未満の工事についても、工事を抽出して試行することとしています。
- ⑥低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表（契約後に公表）
- ⑦低入札価格調査結果の概要の公表（契約後に公表）
- ⑧その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表 など

公正な競争の 促進

- ①入札参加意欲のある業者を公募するタイプの入札方式の導入

入札方式	対象工事 (原則)	指名対象地域 (原則)	主な入札参加要件 (原則)	12年度 件数
一般競争入札	25億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置	1
公募型指名競争入札	3億円以上 25億円未満	全県	・経審点数 ・同種工事施工実績	32
簡易公募型指名競争入札	1億円以上 3億円未満	県北・中央 県南の単位	・特定A級 ・技術者専任配置等	221

(注) 原則1億円未満の工事については、通常の指名競争入札が実施されています。

- ②民間技術力を活用する入札方式（VE、設計・施工一括発注方式）の試行
- ③指名基準（発注標準等）の適切な運用、経常JV制度の活用
- ④入札金額内訳書の提示（簡易公募型指名競争入札等（原則1億円以上））
- ⑤指名に関する説明要求、回答の仕組みの措置（同）

不正行為の 排除

- ①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応（公正取引委員会との連携）
- ②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等（指名停止、建設業法上の監督処分）

適正な施工の 確保

- ①発注者支援データベースシステムによる技術者専任配置の確認
- ②現場施工体制把握要領に基づく立入点検の実施
- ③工事成績評定の実施（500万円以上の工事）、評定結果の受注者に対する通知
- ④工事成績評定結果等の入札参加資格審査（格付け）への反映
- ⑤低入札価格調査制度の厳正な実施（簡易公募型指名競争入札等（原則1億円以上））
 - ・業者に対するヒアリング、資料徴取
 - ・公共工事技術審査委員会（庁外委員を含む。）による審査
 - ・落札業者の施工体制の点検強化